

内部被ばく線量修正に伴う フォローアップへの対応について

< 参考資料 >

平成25年7月31日

東京電力株式会社

平成25年7月12日参考資料を再掲

■ 評価方法の再周知

- 当社で定めた「福島第一原子力発電所における内部被ばく線量の評価方法について」を、福島第一原子力発電所構内で放射線業務を行うすべての協力企業に使用するよう、徹底します。

■ 線量見直し対象者への説明・放射線管理手帳の修正

- 当社社員の見直し対象者には変更の理由を丁寧に説明し、放射線管理手帳の修正をもれなく実施します。
- 協力企業が実施する放射線管理手帳の修正等について適切に支援します。
 - ◆ 放射線影響協会との情報共有，得られた情報を元請企業へ提供
 - ◆ 電気事業者間での情報の共有，得られた情報を元請企業へ提供 等

■ 相談窓口の設置

- 緊急作業従事者からの相談を受け付けるための窓口の設置
 - ◆ 協力企業にて，線量見直し対象者への説明・放射線管理手帳の修正が終了するまで窓口継続
 - ◆ 協力企業を通じた周知，発電所構内への掲示，ダイレクトメールの発送等により，広く積極的に窓口を周知

■ 健康管理の実施

- 厚生労働省の指針に基づき適切に実施。また，協力企業に対して医療機関の紹介等の必要な支援を実施。
- 当社独自の長期健康管理の対象者になった方には当社より適切にご案内を送付

対応（評価方法の再周知）

評価方法の再周知

放射性物質の摂取が疑われる場合、即時にW B C実施

1 F 線量管理マニュアル・線量管理マニュアルに規定済み

当社が定めた「内部被ばく線量の評価方法について」を元請企業等へ周知徹底

1 F：災害復旧安全推進連絡会及び放射線管理者連絡会にて周知済み
(7月18日、19日)

2 F：放射線管理者連絡会にて周知予定(8月中旬予定)

K K：放射線管理者連絡会にて周知予定(8月上旬予定)

今後、即時のW B C測定が困難な場合、統一的な評価方法の使用を元請に要請

1 F 線量管理マニュアルへ反映予定(9月上旬予定)

線量管理マニュアルへ反映予定(9月上旬予定)

各サイトの放射線管理仕様書へ反映予定(9月上旬予定)

対応（線量見直し対象者への説明 / 相談窓口）

線量見直し対象者への説明・放射線管理手帳の修正

（対象者：東京電力32名、協力企業447名）

社員に対する内部被ばく修正線量の伝達、丁寧な説明、放射線管理手帳の修正
休職者2名を除き、実施済み

手帳修正を行う元請企業に当社から必要な情報を提供、適切な支援

1 F 災害復旧安全推進連絡会にて手帳修正を依頼済み（7月18日）

連絡が取れない方については元請企業から報告を受け、中央登録センターの経歴照会や、他原子力施設での従事状況を調査するなどを行い、元請企業から全員へ連絡がとれたとの報告あり（7月30日）

相談窓口の設置

内部被ばく線量の変更に関する従事者からの相談窓口の設置

相談窓口を設置済み（7月22日）

窓口の設置を以下のとおり周知

- ・ 1 F 災害復旧安全推進連絡会、放射線管理者連絡会にて周知済み
（7月18日、19日）
- ・ 2 F / KKも同様に周知予定（8月予定）
- ・ 連絡が取れない方に対するダイレクトメールの送付（7月30日）

対応（健康管理の実施）

健康管理の実施

内部被ばく見直しにより実効線量が新たに100mSvを超えることになった従事者に対する適切な長期健康管理（がん検診等）の実施

当社独自の取り組みで、実効線量50mSv超過者に対してがん検診を実施しており、今回の修正により新たに100mSvを超過する者は従前よりがん検診の対象である。

実効線量が新たに50mSvを超えることになった従事者がいる元請企業に対する長期健康管理の適切な支援

従来から「健康相談窓口」を設置して、元請事業者およびがん検診対象者本人からの相談に対して適切な支援を行っている。